

通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を定める件の一部を改正する告示

新旧対照案文案

昭和六十二年建設省告示第九百二号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といふ。）第百十五条の二第二項第九号の規定に基づき、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算は、次の各号に定めるものである。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号の主要構造部である柱又ははりのうち木材で造られた部分については、その表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に次に掲げる木材の区分に応じ、それぞれ又は口に掲げる値の部分<del>が除かれるものとして、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、残りの断面に生ずる長期応力度を計算すること。</del></p> <p>イ <del>昭和六十二年建設省告示第八百九十八号第一号から第三号</del> <u>でに規定する規格に適合するもの</u> <u>二・五センチメートル</u></p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といふ。）第百十五条の二第二項第九号の規定に基づき、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算は、次の各号に定めるものである。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号の主要構造部である柱又ははりのうち木材で造られた部分については、その表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に<u>二・五センチメートルの部分</u>が除かれるものとして、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、残りの断面に生ずる長期応力度を計算すること。</p>

□ ~~昭和六十二年建設省告示第八五九十八号第六号に掲げる規~~

~~格に適合するもの~~ ~~三才入ホメーリス~~

三・四 略

三・四 略